

## 第3回 策定委員会からの変更内容について

該当ページ	変更箇所	変更理由と内容
目次	プランにおける用語の定義の追加	プラン中に外国人を表現する用語が多数あったため、用語定義を追加しました。
1	1 背景・趣旨 中段以降	本市の留学生が増加している背景には、立命館大学の影響が大きい事が推測されることから、一つのキーワードとして「立命館大学」も記載しました。
2	多文化共生社会の意味(図) 中段以降	計画書の初めに多文化共生社会の意味を図式化する意味で掲載したが、「同化」「排斥」という負の表現を示すまでもなく、同頁内に「多文化共生とは」にその意味は表せていることから削除しました。
2	2 プランの位置づけ 5段目	「方向性」を「役割や推進する取り組み」に訂正。 ☞プランの位置づけとすることで、「方向性」では表現が弱いように受け止めてしまい、取り組みの姿勢を明確に表現にすべきとの観点より訂正しました。
9	3 草津市の状況 (図1)草津市の推計人口	策定中の総合計画における推計人口と整合を図る必要があるために訂正しました。
12	4 草津市の現状と課題	・現状と課題が5つの分野に分けられる説明がなかったため、説明文を追記しました。 ・【生活】他の項目は、「現状の説明」と「対策の必要性」を記載しているが、生活の項目は、「対策の必要性」が記載されていなかった為に「対策の必要性」も加筆しました。 ・【教育】「文化、宗教」との表現でしたが、宗教は文化に含むものとして表現を整理しました。
14	1 多文化共生のまちづくりの意義 【地域の活性化】	タイトルである「地域活性化」が目指す事柄であり、「新たな担い手の増加」や「新たな地域文化の創造」はそのための手法であることが分かるよう表現を改めました。
14	1 多文化共生のまちづくりの意義 【ユニバーサルデザインのまちづくり】	他の項目と整合を図り、「ユニバーサルデザイン」を説明の中にも加筆しました。
15	基本理念と体系	(2)「どのような多文化共生のまちを目指すのか」から「基本方針」へ変更。 ☞基本理念に基づき、取り組むべき体系の元でもあることから、わかりやすい表現に変更しました。
18	「(1)行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」	「広報をはじめ多様なメディア媒体を活用し、市民生活に必要な情報を分かりやすく提供します。」から「多様なメディア媒体を活用し、市民生活に必要な情報を分かりやすく提供します。」へ変更。 多様なと記載があるため、広報をはじめを削除しました。
18	「(1)行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」	母子手帳と記載していましたが、母子健康手帳が正式名称の為母子健康手帳と訂正しました。

19	「(2) 日本語教育の推進」	取り組みの方向性は教育色が強いが、取り組み内容として挙げている「やさしい日本語サロン」は、お互いの文化を理解し合って交流するといった内容であるため、取組みの方向性を「お互いの文化を学べる交流の場の確保」を加えました。
19	「(2) 日本語教育の推進」	所管課として「UDCBK」としていましたが、「UDCBK」は事業であり、課名ではないため、草津未来研究所と訂正しました。
21	「(1)教育機会の確保」 進路指導・キャリア教育	方向性では「充実を図る」としていましたが取組は「継続」であることから、取り組みの方向性を現状に合わせて「外国人生徒の高校等への進路指導や就職支援を行います。」に訂正しました。
21	「(1)教育機会の確保」	「就学前教育・保育制度の周知及び多文化対応」としていましたが、制度の周知については、(1)教育機会の確保よりも(4)子育てサービスの提供に適している為、「就学前教育・保育における多文化対応」に改めました。
21	「(1)教育機会の確保」 就学前教育・保育における多文化対応	取り組みの方向性に、■無償化給付にかかるチラシ・様式(記載例)の通訳 ■入所・入園の手続き書類等の翻訳がありましたが、(4)の子育てサービスの提供に適している為、項目を削除しました。
22	「(2)適正な労働環境の確保」 →働きやすい労働環境の確保	「適正な労働環境の確保」から「働きやすい労働環境の確保」と変更。 労働関連法規の遵守や適性雇用の推進を目指し。適正な労働環境の確保に努めるのは企業の本筋であるが、企業に指導するように受け止めてしまうことから市としての基本姿勢に併せた表現に訂正しました。
22	「(2)働きやすい労働環境の確保」	「外国人」、「外国人労働者」といった複数の表現があったため、「外国人住民」…本市に居住もしくは通勤・通学している外国人として表現を合わせました。
22	「(2)働きやすい労働環境の確保」 取組の方向性	外国人住民の就業機会を確保するため「多様な機関」との連携に努めますと記載していましたが、機関が曖昧のため、「関係機関」に改めました。
22	「(2)働きやすい労働環境の確保」 取組の方向性	外国人労働者受入企業に向けてと記載していましたが、外国人労働者受入企業の全容把握が困難なことから、「市内事業所」に訂正しました。
22	「(2)働きやすい労働環境の確保」 取組の方向性	「起業意欲のある外国人の発想を活かし、地域で活躍できるよう支援します」を 「起業意欲のある外国人住民の地域での起業支援努めます」に変更 ☞創業支援等事業計画に基づき起業支援に努めていることから現状と整合。
22	「(2)働きやすい労働環境の確保」 取組内容	市内事業所に対して職場内での外国人労働者を含む人権啓発の推進と記載していましたが、具体的に示すために事業所訪問による外国人労働者の人権を含む人権啓発に改めました。
24	外国人住民のライフサイクルに応じた継続的な支援	福祉分野では既に総合相談窓口があるので、総合相談窓口の整理のため、「各分野での相談体制の充実と連携の強化」を追記し、総合相談窓口はワンストップ窓口として、必要に応じて各分野の専門機関につなぐ役割として整理しました。
24	「(4)医療・保健・子育て・福祉サービスの提供」 外国人住民にもわかりやすい医療・保健・福祉・子育て情報の充実	先の「(1)教育機会の確保」で削除した項目を追加しました。

29	1 それぞれの役割 (1) 市民	説明が、曖昧で整理が不十分であったため、①外国人住民等の説明、②日本人住民の説明、③外国人住民等の説明となっており分かりにくいため、①両方②日本人住民③外国人住民と整理しました。
30	(4)草津市国際交流協会	国際交流協会から草津市国際交流協会に変更しました。
30	(5)教育機関には、	「子育て・保育・教育機関」と記載していましたが、保育所等に対し、子育て機関・保育機関との表現は一般的に使用されていないため訂正しました。
30	(6)医療・保健・福祉関係機関	医療・保健・福祉関係機関の記載がなかったため追加しました。
30	(7)企業	雇用等された外国人住民と記載していましたが、曖昧のため雇用された外国人住民に変更いたしました。
30	(7)企業	商工会議所の記載がなかったため追加しました。
31	(9)市	行政と表記をしていましたが、本プランは市での施策であるため表記を変更しました。
31	2 推進に向けて	多文化共生社会の実現には、各推進主体がそれぞれの立場で活動していくと同時に、推進主体同士の連携、協働による活動の促進が必要であり、「多文化共生推進プラン」に基づく取り組みは、施策を計画的かつ総合的に推進するため、多文化共生の担当部局が中心となって、関係部局や関係団体と横断的な連携を行いながら、施策を推進します。
全体		「やさしい日本語および多言語」と表現している場合と、「多言語およびやさしい日本語」と表現している場合があったため、「やさしい日本語および多言語」に表現を統一しました。
全体		多文化共生を推進していくプランではあるが、全体的に「共生」よりも「支援」の色が濃いため、「どのような多文化共生のまちを目指すのか」および施策の展開の「多文化共生の地域づくり」の冒頭に、外国人住民を地域社会の一員として捉える意味の文言や、共生や多様性といった表現を追記しました。

\*誤字等は除く